

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分	
		前年度からの繰越未決	本年度の起訴	計	有罪	無罪	公訴権滅	未決	懲役刑を科せられた人員	有罪に係る人員及び金額			
										罰 金	人 員		金 額
申告所得税	内	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	人	内	人(社) 1	千円	申告所得税
		4	2	6	1	-	-	5	1		1	10,000	
法人税	内	-	-	-	-	-	-	-		内	4		法人税
		10	26	36	15	-	-	21	18		18	340,500	
その他	内	-	-	-	-	-	-	-		内	2		その他
		8	14	22	9	-	-	13	5		7	75,000	
合 計	内	-	-	-	-	-	-	-		内	7		合 計
		22	42	64	25	-	-	39	24		26	425,500	

調査期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における事績を示したものである。

(注) 1 内書(「人員」を除く。)は、上級審からの差戻し件数である。

2 「人員」の内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

3 「有罪に係る人員及び金額」について、1人（社）が2以上の区分に該当する場合、主たる区分でのみ集計している。

4 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	1件	第 159 条	15件	脱税犯規定	9件
第 243 条	-	第 163 条	14	両罰規定	9

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」について、適用条文を示したものである。
2 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税							揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区 分		
			免 許 者		非免許者	小計	犯 則 者 が 判 明 し ない も の	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計				
			酒 類 等 製 造 者	酒 類 等 販 売 業 者															
要件 処理数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処理数
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	検 挙	外	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検 挙	
			-	-	5	5	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	1	1		1	-	-	-		-	-	-	通 告 処 分	処 理 済 件 数		
			-	-	5	5		5	-	-	-		-	-	-				
	告 犯 則 事 件 員 調 査 職 員	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-		-	告 犯 則 事 件 員 調 査 職 員
			-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-		-	
	発 そ の 他	外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		発 そ の 他	
			-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-			-
	通 知 処 分	外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	通 知 処 分
			-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	
	不 告 発	外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	不 告 発
			-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	
	処 分 前 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	処 分 前 公 訴 権 消 滅
			-	-	-	-		-	-	-	-		-	-	-	-		-	
本 年 度 未 済 件 数		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
犯 則 に 係 る 額	外		千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額		
			-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-			
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	外		-	-	638	638		638	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額		
			-	-	2,446	2,446		2,446	-	-	-	-	-	-	-	-			

調査対象等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
3 税関分は含まない。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区 分			石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	国 際 観 光 旅 客 税	合計	区 分		
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ 特別税分								
要件 処理数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理 数	
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-			-
	検 挙	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	検 挙	理 数
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	通 告 処 分	処 理 済 件 数
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		
	告 犯 則 事 件 調 査 職 員	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	告 犯 則 事 件 調 査 職 員	
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		
	発 そ の 他	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	発 そ の 他	
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		
	通 知 処 分	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	通 知 処 分	
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		
	不 告 発	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	不 告 発	
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		
	処 公 訴 分 権 消 滅 前 減	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	処 公 訴 分 権 消 滅 前 減	
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		
本 年 度 未 済 件 数		外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -		件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	本 年 度 未 済 件 数	
		外	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-		
犯 則 に 係 る 額 税		外	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	犯 則 に 係 る 額 税		
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,191			
通 告 処 分 額 罰 金 相 当		外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	通 告 処 分 額 罰 金 相 当		
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

調査対象等：令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
3 税関分は含まない。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分		酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分		
		免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計				
		酒類等製造者	酒類販売業者																		
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	件 -	前年度からの繰越履行未済	要履行件数
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通 告 処 分	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通 告 処 分	
			-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5		
	計	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	計	
			-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5		
履行等件数	通に告よる履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通に告よる履行発	履行等件数
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通公訴告権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通公訴告権消滅	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通 告 履 行	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	通 告 履 行	
			-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5		
	計	外	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	計	
			-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5		
本年度末履行未済件数	外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度末履行未済件数	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通告履行罰科金額相当	外		千円 -	千円 -	千円 638	千円 638	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 638	通告履行罰科金額相当	
			-	-	2,446	2,446	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,446			
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-

調査期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
2 「揮発油税」には地方揮発油税、「たばこ税」にはたばこ特別税を含む。
3 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密 輸 入 酒 類 に 係 る も の								
	酒類製造者				酒母、もろみ製造者				酒類卸売業者													酒類小売業者					
	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額	件数	犯則数量		税額			
第 54 条	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円	件	L	kg	千円			
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 1	35,286	-	3,191	外1 1	35,286	-	3,191	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	7,205	-	-	4	7,205	-	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	外1 5	42,491	-	3,191	外1 5	42,491	-	3,191	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -	第23条第1項第1号	件 -	第27条第1項第1号	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第27条第3項	-	第15条第3項	-	第27条第3項	-	第23条第3項	-	第27条第3項	-
第28条第1号	-	第16条第1項	-	第28条第1号	-	第24条第1号	-	第28条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	第25条第1項	-	第29条第1項	-
第29条第1項	-			第29条第1項	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税		国 際 観 光 旅 客 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第21条第1項第1号	件 -	第19条第1項第1号	件 -	第12条第1項	件 -	第24条第1項	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3項	-	第25条第1号	-
第21条第3項	-	第22条第1号	-	第19条第3項	-	第13条第1号	-	〃 第2号	-
第22条第1号	-	〃 第2号	-	第20条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
〃 第2号	-	〃 第3号	-	〃 第2号	-	第14条第1項	-	第26条第1項	-
第23条第1項	-	〃 第4号	-	第21条第1項	-				
		第23条第1号	-						
		〃 第2号	-						
		〃 第3号	-						
		第24条	-						
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
- 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
- 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。